

福利厚生センター会員交流事業の事務の取扱いについて

福利厚生センター三重事務局

福利厚生センター三重事務局（以下「三重事務局」という。）では、会員同士の交流及び家族のふれあいを通じた一体感の醸成と心身のリフレッシュを図り、充実した職場環境づくりに資するため、会員交流事業（以下「事業」という。）を実施しており、事業を円滑に実施するため次のとおり「事務の取扱いについて」を定めました。

事業所等（以下「事業所」という。）の担当者と会員の皆さんは、事業への参加等について、この取扱いにより手続き等を進めてください。

1 参加対象者について

三重県内の福利厚生センター会員及び家族。ただし、家族のみの事業への参加は認めません。

家族は同居の家族（親等は問わない）と別居の親族（2親等以内）を対象とします。

2 対象事業について

この事務の取扱いの対象事業は、全ての事業が対象となります。

3 年度事業計画について

三重事務局は、「福利厚生センターソウェルクラブ会員交流事業等のご案内」を毎年度当初に事業所へ送付するとともに、三重県社会福祉事業職員共済会のホームページに掲載します。

事業所は、速やかに会員の皆さんに事業計画をお知らせください。

4 参加の募集と申込みについて

（1）共通事項

①募集

原則として、事業実施日の3か月前を目途に事業所を通じて参加者を募集します。

②申込み

ア 事業所は会員の参加希望を取りまとめて、申込書に必要事項を記載し、受付期間内にFAX等で申込みをしてください。

イ 申込みにあたって会員の家族・親族が含まれる場合は、事業所は参加資格等を確認して事業所の公印を押印してください。

※必要に応じて三重事務局が確認する場合があります。

ウ 申込期限後の申込みは受け付けませんので、期限を厳守してください。

エ 他人名義では、申込みはできません。

オ 参加資格の確認、参加費の決定及び当日の緊急連絡に必要ですので、申込書には申込者全員について会員との続柄及び年齢並びに代表者緊急連絡先（携帯電話番号）を必ず正確に記載してください。

（２）各種事業

①ツアー関係

旅行保険手続きが必要となりますので、参加申込書には氏名（フリガナ）、性別、年齢を正確に記載してください。

②チケット割引販売関係

参加決定後は、原則としてキャンセルできません。

③施設割引利用補助

電子チケットの購入にあたっては、会員は配布されたクーポンコード、二次元コード、パスワード等（以下「クーポンコード等」という。）を第三者に譲渡、販売することはできません。

三重事務局は、クーポンコード等を配布された会員以外の者が当該会員に配布されたクーポンコード等を使用したことが判明した場合には、当該会員に対し、クーポンコード等利用による料金と、一般客の通常料金との差額を請求するとともに、会員が所属する法人代表者から、再発防止策を含めた顛末書を提出していただきます。

５ 参加者等の決定及び通知について

（１）参加者等の決定

- ①応募者が募集人数を超えた場合は、福利厚生企画・情報委員による抽選を行い、参加者を決定します。
- ②参加決定者がキャンセルする場合がありますので、抽選に外れた応募者には補欠（キャンセル待ち）の順番を決定します。

（２）参加者等への通知

- ①参加及び補欠（キャンセル待ち）の決定は、申込書に記載のある事業所へ通知します。
- ②補欠（キャンセル待ち）の会員が参加可能となったときは、申込書に記載のある事業所へ連絡します。

（３）参加費の振込み

- ①参加者は、指定の期限までに指定口座へ参加費を振り込んでください。
- ②参加可能となった補欠（キャンセル待ち）の会員は、別に指定する期限までに指定口座へ参加費を振り込んでください。
- ③現金による参加費の受領及び返金は一切行っておりません。

６ 事業の延期又は中止について

（１）次の場合、事業を延期又は中止することがあります。

- ①台風などの自然災害の発生又はその恐れがある場合
- ②公演等主催者又は体験施設側等の都合による場合
- ③最低催行人数が設定されている事業で、応募人数が最低催行人数に達しない場合

(2) 事業が延期又は中止になった場合は、原則として事業実施前日の午後に事業所へ連絡するとともに、三重県社会福祉事業職員共済会のホームページに掲載します。

(3) 事業延期の場合の取扱い

- ①事業が延期となった場合は、事業所を通じて参加の可否を再度確認します。
- ②事業延期により参加決定者が定員に達しなくなった場合は、日程等を考慮し参加者を追加募集することがあります。

(4) 参加費等の取り扱い

- ①事業が延期又は中止により参加できなくなった場合は、参加費を返金します。
- ②上記①の場合は、配布済みのチケット等を返送していただくことがあります。
- ③参加費の返金にかかる振込手数料及びチケットの返送郵便料金は、三重事務局が負担します。

7 参加費振込後のキャンセルの取扱いについて

参加費振込後のキャンセルの取扱いは、次のとおりです。

(1) 参加費の返金

- ①参加費は原則として返金します。ただし、キャンセルの時期によっては主催者や施設の規定により返金されない場合やキャンセル料金を差し引く場合があります。なお、チケット割引販売は返金できません。
- ②参加費の返金は、申込代表者の口座へキャンセル料及び振込手数料を差し引いて送金します。
- ③キャンセル料金及び振込手数料が返金額以上となる場合は、返金しません。(現金での取り扱いはしません。)

(2) 返金の時期

参加費の返金は、事業終了後に行います。

8 事業当日の取扱いについて

(1) 参加者の確認

- ①事業当日は、参加決定者本人であることを確認する場合があります。
- ②会員が欠席の場合、家族・親族のみでの事業への参加はできません。(グループ全員の方がキャンセルの取り扱いとなります。)
- ③キャンセルの場合の参加費の取り扱いについては、上記7のとおりです。

(2) 会員交流イベントへの参加決定者以外の方の同行について

- ①参加決定者以外の方の同行はできません。会員交流事業の趣旨に鑑み、別途通常料金を支払っての同行もできません。
- ②参加決定者以外の方の同行が明らかになった場合には、後日、当該参加決定を受けた会員に対してグループ全員分の参加費と一般客の通常料金との差額を請求するとともに、会員が所属する法人代表者から、再発防止策を含めた顛末書を提出していただきます。
- ③キャンセルの場合の参加費の取り扱いについては、上記7のとおりです。

附則

この事務の取り扱いについては、令和４年４月１日から施行する。

附則

この事務の取り扱いについては、令和６年４月１日から施行する。